

平成 26 年度 内閣府委託調査

教育と職業・雇用の連携に係る仕組み
に関する国際比較についての調査研究

報告書

平成 27 年 3 月

WIP ジャパン株式会社

教育と職業・雇用の連携に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究
調査の概要

1. 調査目的

経済財政諮問会議は平成 26 年 3 月に「人の活躍ワーキング・グループ」を「選択する未来」委員会の下に設置し、以来、同ワーキンググループは、「我が国の成長・発展を支える人材戦略」をテーマに検討を行ってきた。

同ワーキング・グループの議論においては、「人材育成」の観点から、教育と職業・雇用の連結に係る仕組み（デュアルシステムやインターンシップ等）の重要性が指摘されるとともに、我が国においてもこうした仕組みを充実させるべき、との意見も出された。

これらを踏まえ、欧州諸国のなかで若年者の失業率が比較的低い国々を対象に、教育と職業・雇用の連結に係る仕組みについて調査研究を行うこととした。

2. 調査対象国

オランダ、スイス、ノルウェー、オーストリアの4か国とした。

【理由】

- ・2011 年までの 3 年間ににおける 25 歳未満の若年労働人口に対する失業率がわが国より低い国は、オランダ、スイス、ノルウェーの3か国で、オーストリアはわずかながら高い。
- ・2012 年ににおけるオーストリアの 25 歳以上失業率は、わが国より低い。また、25 歳以上労働力人口のうち後期中等教育（わが国の高等学校レベル）において職業教育訓練コースを修了したグループの失業率は一般教育コースを修了したグループよりも低く、職業教育訓練施策の取組において、世界最高水準のスイスに次ぐ成果をあげている。

3. 調査内容

各国共通して、以下の項目建てにより、仕様書要求項目に則した調査を行った。

項目建て	調査項目	仕様書要求項目
1. 仕組み	・職業教育訓練の位置づけ（図） ・同解説	①各国における教育と職業・雇用を連結させた具体的スキーム ○対象者 ○教育機関・企業等関係機関の役割分担・取組内容 ○国や自治体の関与 ○費用負担
2. 背景	・現在の仕組みの成立背景、経緯など	
3. 根拠法	・現在の仕組みの根拠法	
4. 実施方法	・関係機関の役割分担 ・中等教育、高等教育別の仕組み詳細	
5. 財政	・国または自治体の予算、財政支援 ・費用負担	
6. 実績	・統計資料	②各国における教育と職業・雇用を連結させた仕組みの実績
7. 評価・課題	・評価、課題	③各国における教育と職業・雇用を連結させた仕組みの評価・課題

4. 調査方法

文献調査、現地ヒアリング調査により情報収集し、分析した結果を整理した。

5. 調査期間

平成 26 年 12 月 17 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

6. 用語の解説

(1) ISCED

ISCED (International Standard Classification of Education ; 国際標準教育分類) は、ユネスコ統計研究所が 1970 年代に開発した加盟国の教育統計における分類項目の標準化の試みである。加盟各国では 2014 年データに基づいて自国の学校資格制度等を 2011 年改訂版のレベルに対応させるマッピング作業が行っており、2015 年 6 月以降は改訂版が用いられる。

なお、本報告書の各国章は改訂前の 1997 年版で表記している。

ISCED (国際教育標準分類) 1997 年版と 2011 年改訂版の対応表

ISCED 1997				ISCED 2011							
レベル名称	レベル	進路 ¹	課程の性格	レベル名称	レベル	カテゴリ	サブカテゴリ	要件等			
-	-	-	-	就学前教育	0	01	010	3 歳児未満対象			
就学前教育	0	-	-	就学前教育	0	02	020	-			
初等教育または基礎教育第一期	1	-	-	初等教育	1	10	100	-			
前期中等教育または基礎教育第二期	2	A / B	一般教育 / 職業準備教育	前期中等教育	2	24 一般教育	241	未修了/進学不適			
							242	一部修了/進学不適			
							243	全部修了/進学不適			
							244	全部修了/進学適正			
		25 職業教育	251			未修了/進学不適					
			252			一部修了/進学不適					
後期中等教育	3	A / B	一般教育 / 職業準備教育	後期中等教育	3	34 一般教育	341	一部修了/進学不適			
							343	全部修了/進学不適			
							344	全部修了/進学適正			
							351	未修了/進学不適			
		35 職業教育	352			一部修了/進学不適					
			353			全部修了/進学不適					
中等後非高等教育	4	A / B	一般教育 / 職業準備教育	中等後非高等教育	4	44 一般教育	441	未修了/進学不適			
							443	一部修了/進学不適			
							444	全部修了/進学適正			
							451	未修了/進学不適			
		45 職業教育	453			一部修了/進学不適					
			454			全部修了/進学適正					
レベル名称	レベル	種別	学修累積期間	レベル名称	レベル	カテゴリ	サブカテゴリ	要件等			
高等教育第一期	5	B	< 2 年	短期高等教育	5	54 一般教育	541	未修了			
			≥ 2 年				544	準学士			
			A			< 2 年	学士相当	6	66 不特定	551	未修了
						≥ 2 年				554	準学士
		A	受講証 (< 3 年)	修士相当	7	76 不特定	661	未修了			
			第一学位 (3-4 年)				665	第一学位 (3-4 年)			
			第一学位 (> 4 年)				666	学士 (4 年~)			
			第二学位~ (≥ 4 年)				667	学士後第二学位			
			受講証 (< 4 年)				761	未修了			
			第一学位 (≥ 5 年)				766	修士			
第二学位~ (≥ 4-5 年)	767	学士後第二学位									
第二学位 (≥ 6 年)	768	修士後第二学位									
高等教育第二期	6	-	-	博士相当	8	86 不特定	861	未修了			
		-	-				864	博士			

(UNESCO (2012) pp.62-67 より整理)²

¹ ISCED 1997 で用いられる進路 (destination) には A, B, C があり、職業教育の比重または教育と職業の近接度が高いものが C、一般教育の性格が強い課程が A、その中間が B となる。なお、高等教育レベルで用いられる A または B は種別 (type) であり、進路を意味しない。

² UNESCO (2012) 'International Standard Classification of Education ISCED 2011'

(2) EQF

EQF (the European Qualifications Framework for lifelong learning ;生涯教育に資する欧州資格枠組み) は、2007年11月26日にEUが中心となって推進している、職業教育訓練領域の質向上を図るコペンハーゲン・プロセス³に基づき、2008年の欧州委員会・欧州議会共同勧告により策定されたものである。EQFは、基礎的な資格から、学術的、専門的または職業的な教育・訓練の最高レベルで授与される資格に至るまで、あらゆる範囲の資格(学位、能力評価証を含む)を、国内的にも国際的にも比較可能にし、教育・訓練・労働市場間のリンクの強化を目指している。ほとんどの国はEQFに準拠したNQF(国家資格枠組み)の策定を終えるか策定中かの何れかであり⁴、欧州のある国の資格→その国のNQF→その国のEQF→欧州他国のNQF→欧州他国の資格、という参照(link)によって、各国の資格が比較可能になるというものである。

EQFは、コペンハーゲン・プロセスと高等教育の質向上を図るボローニャ・プロセス⁵とを結ぶ役割を担うものであり、EU加盟国はもとより、EU非加盟国であるノルウェー、スイスもEQFに準拠したNQFの策定を進めている。

オランダは2011年10月⁶、オーストリアは2012年6月⁷、ノルウェーは2014年6月に、それぞれの国家資格枠組みのEQFへの参照手続きを終えた⁸。スイスは、2009年にNQR-CH-HS(スイス高等教育領域資格枠組み)、2014年8月にNQR-CH-BB(スイス職業・専門資格枠組み)をそれぞれ策定し、2015年のできるだけ早期に、後者のEQFへの参照手続き完了を予定している⁹。

また、これら4か国の中ではオランダの取組が先行しており、CEDEFOP(欧州職業訓練開発センター)によれば、オランダは英国、フランス、アイルランド、デンマーク、マルタとともに運用段階、ノルウェーは初期運用段階、オーストリアとスイスは試行段階にあるとされている¹⁰。

<http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/isced-2011-en.pdf>

³ 職業教育訓練領域につき、2002年のコペンハーゲン宣言の実現を図る政策枠組みで、数年ごとに欧州各国職業教育訓練担当大臣会議で点検、見直しが行われている。ノルウェー、トルコ等EU非加盟国も加わっている

⁴ イタリアは国家資格枠組みを策定せず、公的資格をEQFに直接リンクさせた。

⁵ どこかの高等教育機関で学んでも共通の学位・資格が得られる「ヨーロッパ高等教育領域」の構築を目指す1999年のボローニャ宣言を実現していく政策枠組みで、2年ごとに高等教育担当大臣会議で点検・見直しが行われている。現在、ロシアを含めた「広域欧州」46カ国が参加している。

⁶ CEDEFOP(2015) 'The Netherlands, European inventory on NQF 2014'

<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/country-reports/netherlands-european-inventory-nqf-2014>

⁷ CEDEFOP(2015) 'Austria, European inventory on NQF 2014'

<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/country-reports/austria-european-inventory-nqf-2014>

⁸ CEDEFOP(2015) 'National Qualifications Framework Developments in Europe', p64

⁹ CEDEFOP(2015) 'Switzerland, European inventory on NQF 2014', 及び前注文献のp.78

<http://www.nokut.no/en/Facts-and-statistics/The-Norwegian-Educational-System/The-Norwegian-qualifications-framework/Implementation-of-the-NQF/>

¹⁰ CEDEFOP(2015) 'Overview of National Qualifications Framework Developments in Europe'

EQF における資格レベル規定指標

	高等教育	知識	スキル	コンピテンス
	ヨーロッパ高等教育領域の資格枠組みとの互換性	理論ないし事実に結び付けて表現される。	認知的なもの（論理的、直観的、創造的な思考の使用を伴う）ないし実践的なもの（手先の器用さと手法、材料・道具・装置の使い方を伴う）として表現される。	責任と自律の観点から表現される。
レベル 8	博士レベル（高等教育第 3 期）	仕事または学習の分野における最も高度な最先端の、かつ分野間の境界についての知識	最先端の専門的スキルと技術研究やイノベーションにおける重大な問題を解決し、既存の知識や専門的実践を拡張し再定義するのに必要な分析と評価を含む	十分な権威、イノベーション、自律性、学究的・専門的完全性、研究を含む仕事または学習の最前線における新しいアイデアやプロセスの開発への持続的な貢献を示すことができる
レベル 7	修士レベル（高等教育第 2 期）	ある分野の仕事または学習の最前線の知識を含む独創的な思考や研究の基礎としての高度な専門知識	新しい知識と手順を開発するためと、異分野からの知識を統合するための研究やイノベーションに必要な専門的な問題を解決するスキル	複雑で予測不能な、新しい戦略的アプローチを必要とする仕事または学術の状況の管理・改革、専門的知識や実践への貢献およびチームの戦略的な達成度の検証に対する責任
レベル 6	学士レベル（高等教育第 1 期）	ある分野の仕事または学習の高度な知識 理論と原理の批判的理解を含む	仕事または学習の専門分野における複雑で予測不能な問題の解決に必要な、熟達とイノベーションを示す、高度なスキル	予測不能な仕事または学習の状況における意思決定に対する責任を伴う複雑な技術的・専門的活動またはプロジェクトの管理 個人および集団の専門的能力の開発管理に対する責任
レベル 5	準学士レベル（短期高等教育）	ある分野の仕事または学習の包括的・専門的な事実的・理論的知識およびその限界の認識	抽象的な問題の創造的な解決策を開発するのに必要な総合的な認知と実践的なスキル	予測不能な変更がある仕事または学習状況での管理監督、自己と他者の達成状況の検証と発展
レベル 4	—	仕事または学習のある分野内の幅広い文脈における事実的・理論的知識	仕事または学習のある分野における特定の問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	通常予測できるが、変更されることのある仕事または学習のガイドラインに沿った自己管理、仕事または学習活動の評価と改善に対する多少の責任を伴う他者の定型的任務の監督
レベル 3	—	ある分野の仕事または学習についての事実、原理、プロセスおよび一般的概念の知識	基本的な方法、道具、材料及び情報を選択し、適用することによって、任務を達成し問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	仕事または学習における任務の完遂に対する責任 問題解決のために自己の行動を状況に適應させることができる
レベル 2	—	ある分野の仕事または学習についての基本的事実の知識	任務を遂行するための関連情報を利用して日常的な問題を解決できる、基本的な認知と実践的なスキル	多少の自律性を伴う監督下での仕事または学習
レベル 1	—	基本的な一般知識	単純な任務の遂行に必要な基本的スキル	体系化された状況における直接監督下の仕事または学習

(JILPT (2012) p.170 より転載)¹¹

なお、EQF の高等教育レベル（レベル 5 以上）は、ISCED 1997、ISCED 2011 と以下のような対応関係にある。

EQF と ISCED (1997, 2011) のレベル対比¹²

EQF	5	6	7	8
ISCED 1997	—	5B	5A	6
ISCED 2011	5	6	7	8

¹¹ JILPT (2012) 「資料シリーズ No.102 諸外国における能力評価制度—英・仏・独・米・中・韓・EU に関する調査」第 7 章 <http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2012/102.html>

¹² 岩田克彦 (2014) 「ISCED (国際標準教育分類) の改定—ISCED1997 と ISCED2011」 (未公開資料)

(3) 見習い訓練制度とトレーニー制度

本報告書は「欧州4か国における教育と職業・雇用の連携に係る仕組みが、後期中等教育段階の生徒が企業を学び場所として働きながら訓練を受ける‘見習い訓練制度’を中心に機能している」という仮説をもとに展開しているが、欧州委員会が2012年5月に公表した報告書¹³からはオランダとオーストリアにおける‘トレーニー制度’に関する情報が得られたため、これら2か国の章ではトレーニー制度についても若干の解説をしている。

見習い訓練制度とトレーニー制度の違いは、欧州委員会が2013年12月に公表した報告書に次のように整理されている¹⁴。

見習い訓練制度とトレーニー制度の違い

	見習い訓練制度 Apprenticeship	トレーニー制度 Traineeship
目的 Scope	専門的教育訓練ないし職業教育訓練を十分に資格づける訓練制度	教育プログラムの補完、または、個人のキャリアアップ
目標 Goal	正規の専門職業資格の取得	実務経験を有する証明書の取得
教育レベル Educational level	通常、EQFレベル3～5	全てのEQFレベルで実施
学習内容 Contents	その職位に求められる知識、技能、総合的能力のフルセットでの取得	職業 and/or 仕事/キャリアの方向づけ（オリエンテーション）、その職業または専門職で求められる知識、スキル、コンピテンスの部分的な取得
職場訓練 On-the-job learning	座学と同等に重要視される	学習課程で補助的に、またはオプションとして実施される
期間 Length	中長期的、固定的 通常、4年間	短中期的、散発的 通常、1年未満
従業上の地位 Employment status	通常は、被雇用者（employee）の地位 多くは、本人と企業との契約下の雇用された、見習い訓練生	多くは企業または学校との合意に基づく学生または訓練生だが、一部はボランティアあるいは不明確な地位 多くは企業または学校との合意に基づく学生または訓練生
報酬 Compensation	通常は、労使の集団交渉または法の定めた額が支払われる 訓練生と企業の純費用と便益が勘案された見習い訓練生給付	まちまちであり、支払われないこともある 最低賃金など法規制の対象外
ガバナンス Governance	三者間（訳注：訓練生 - 学校 - 企業間）の役割と責任が法規制により明確化されている	法規制はごく部分的にされるか、全くなされない
関係者 Actors	多くは、労使、訓練プロバイダー	個人、企業、国、教育機関

なお、上記以外で欧州の職業教育訓練の文脈に用いられる専門用語等については、2011年8月に職業能力開発総合大学校が発刊した、CEDEFOP（欧州職業訓練開発センター）の2008年‘Terminology of European education and training policy — A selection of 100 key terms’の日本語翻訳版「欧州教育・訓練政策関連用語集—重要用語100選」¹⁵を参照。

¹³ European Commission (2012) ‘Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report’

¹⁴ European Commission (2013) ‘Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners’, p.8, Table 2.1: Differences between Apprenticeships and Traineeships

¹⁵ http://www.uitec.jeed.or.jp/images/fiftyyear/50th_05/01.pdf

【総目次】

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結.....	1
用語解説等	2
1. 仕組み	3
2. 背景.....	6
3. 根拠法	7
4. 実施方法.....	8
5. 財政	16
6. 実績.....	18
7. 評価・課題.....	23
8. 参考文献.....	25
第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結	27
用語解説等	28
1. 仕組み	29
2. 背景.....	30
3. 根拠法	31
4. 実施方法.....	32
5. 財政.....	37
6. 実績.....	39
7. 評価・課題	44
8. 参考文献.....	47
第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結	49
用語解説等	50
1. 仕組み	51
2. 背景.....	53
3. 根拠法	54
4. 実施方法.....	56
5. 財政.....	63
6. 実績.....	64
7. 評価・課題	69
8. 参考文献.....	77
第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結	79
用語解説等	80
1. 仕組み	81
2. 背景.....	83
3. 根拠法	84
4. 実施方法.....	85
5. 財政.....	91
6. 実績.....	92
7. 評価・課題	101
8. 参考文献.....	106

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	2
1. 仕組み	3
2. 背景	6
3. 根拠法	7
4. 実施方法	8
(1) 関係機関の役割分担	8
(2) 前期中等教育	11
(3) 後期中等教育	11
(4) 高等教育	13
5. 財政	16
6. 実績	18
7. 評価・課題	23
8. 参考文献	25

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	オランダ語 [英語]	日本語訳
AOC	agrarisch opleidingscentrum [agricultural training centre]	農業教育訓練センター
BAO	basisonderwijs [primary education]	初等教育／学校
BBL	beroepsbegeleidende leerweg [dual pathway (apprenticeship training) in which learning and working are combined]	企業ベーストラック（実践中心、学校での座学1日、企業での見習い訓練4日）
BOL	beroepsopleidende leerweg [school-based full-time or part-time programmes with practical periods in enterprises]	学校ベーストラック（理論中心、学校での座学4日、企業でのトレーニー1日）
BVE	beroepsonderwijs en volwasseneneducatie [upper secondary vocational education and general adult education]	後期中等職業教育
DUO	Dienst Uitvoering Onderwijs [Service Institution Education]	教育行政機構
EZ	Ministerie van Economische Zaken [Ministry of Economic Affairs]	経済省
HAVO	hoger algemeen voortgezet onderwijs [upper secondary general education]	一般中等教育／学校
HBO	hoger beroepsonderwijs [higher professional education]	専門大学
KBB	Kenniscentra Beroepsonderwijs Bedrijfsleven [Knowledge Centres, or Centre of Expertise]	職業教育・産業知識センター（略して「知識センター」）
MBO	middelbaar beroepsonderwijs [vocational education]	後期中等職業教育課程
NVAO	Nederlands-Vlaamse Accreditatie Organisatie [Dutch-Flemish Accreditation Organisation]	オランダ・フランダース地域共同認定機構
OCW	Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap [Ministry of Education, Culture and Science]	教育文化科学省
O&O fonds	Opleidings- en Ontwikkelfonds [Training and Development Fund]	訓練・開発基金
PRO	praktijkonderwijs [practical labour oriented education]	実践教育
ROC	regionale opleidingscentrum [regional, multisectoral training centre]	地域職業教育訓練センター
sbao / so	speciaal basisonderwijs/speciaal onderwijs [special (primary) education]	初等特別支援教育／学校
SBB	Samenwerking Beroepsonderwijs Bedrijfsleven [the Foundation Cooperation between Vocational Education, Training, and the Labour Market]	職業教育・訓練・労働市場間協力機構
SZW	Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid [Ministry of Social Affairs and Employment]	社会雇用省
VMBO	voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs [pre-vocational education]	前期中等職業教育課程／学校
VO	voortgezet onderwijs [secondary education]	中等学校
VWO	voorbereidend wetenschappelijk onderwijs [Pre-university education]	大学準備課程／学校

●通貨について

本章においてオランダの通貨を表す場合は、ユーロ又は€と表記する。

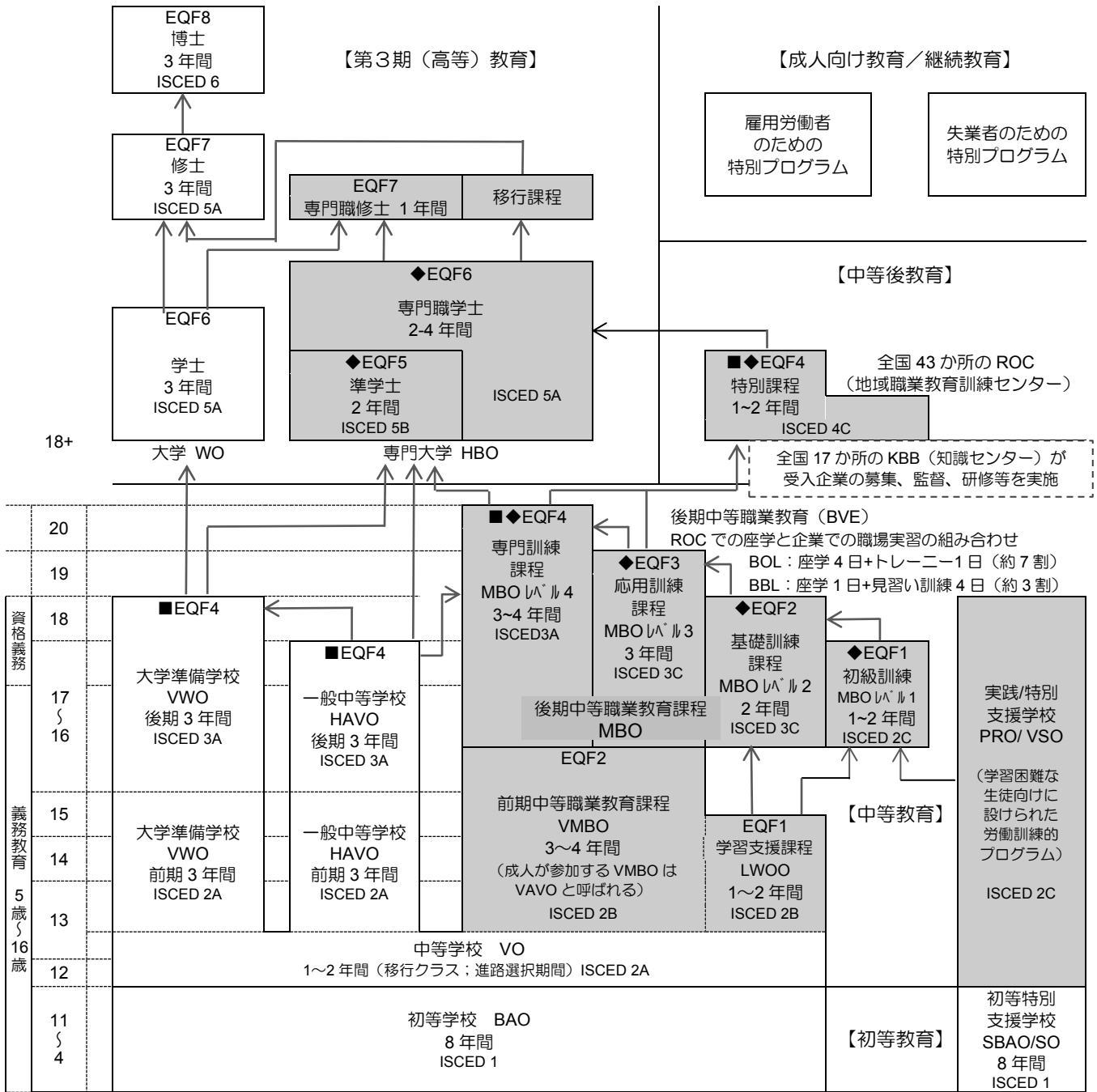
参考までに、2014年における対円年平均為替レートは、1ユーロ=140.38円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-1-1 職業教育訓練 (VET) の提供機関 (網掛け部分)¹



【摘要】・EQF (European Qualification Framework for Lifelong Learning) はEUが中心となって推進している欧州共通の教育・職業訓練に関する資格枠組み。
 ・各課程の修了時に授与される公的資格 ■大学入学資格、◆職業能力資格

オランダの義務教育期間は、義務教育法 (Leerplichtwet) 第3条1項の規定により、5歳の誕生日を迎えた翌月1日から16歳の誕生日を迎えた学年の修了までとされている。

¹ 以下の公表資料に掲載されている学制図等を参考に作成。
 CEDEFOP (2013) Netherlands VET in Europe Country report, p.10 Diagram of the Dutch education system

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

また、オランダでは8月1日時点で年齢が16歳～17歳の生徒で大学入学資格または職業能力資格のいずれか一方でも取得していない者に対して、いずれかを取得するまで教育を受けなければならない資格義務（kwalificatieplicht）が課せられる制度がある。これは中退者の数を減らすために2008年に導入されたものである²。

初等学校は4歳の誕生日を迎えてから12歳の誕生日を迎えた学年を修了するまでの8年間である。なお、オランダの学校年度は8月1日から翌年の7月31日までである。

初等学校を修了した者は、その後の大学や専門大学などの進学を見据えて中等教育に移行するにあたり、大学準備学校（VWO, 6年間）、一般中等学校（HAVO, 6年間）、中等学校の前期職業教育課程（VMBO, 3～4年間）の3つのコースのいずれかを選択する。

専門大学（HBO）³への進学または中等教育修了後の就職を目指す生徒は中等学校の前期中等教育課程（VMBO）に、大学（WO）進学を目指す生徒は大学準備学校（VWO）に、専門大学（HBO）進学を目指す生徒は一般中等学校（HAVO）に進学するのが各々一般的である。中等学校の当初1～2年間は移行クラス期間として、全員が同じ教育を受ける。生徒は3つのコースのいずれかをガイダンスにより選択するが、希望が変われば最終的に変更することができる。

前期中等職業教育課程（VMBO）を15～16歳で修了した者は、後期中等職業教育課程（MBO）に進む。MBOはMBO1からMBO4までの4つのレベルが設けられている⁴。

図表-1-2 後期中等職業教育課程（MBO）における4つのレベル

レベル		期間	入学資格	概要
MBO1	初級	1～2年	不要	上司の監督下における補助員として就業する者のスキル修得を目指した職業教育訓練。成人や中退者がほとんどを占める。
MBO2	基礎	2年	EQF1	上司の監督なしに基礎的な職務を遂行できるスキル修得を目指した職業教育訓練。
MBO3	応用	3年	EQF2	応用的な職務の遂行及び業務の管理や企画ができるスキル修得を目指した職業教育訓練。
MBO4	専門	4年	EQF2	管理職または専門職として職場での業務の監督ができるスキル修得を目指した職業教育訓練。修了者に大学入学資格を付与。

なお、これらは教育文化科学省（OCW）が所管し、非農業系のセクターを対象とする教育制度である。農業系セクターにはMBOグリーンと呼ばれる農業の職業教育制度がMBOとは別に設けられており、MBOグリーンは経済省（EZ）が所管し、根拠法も異なる。

2012年のデータによれば、初等学校を終えた者の約半数が前期中等職業教育課程（VMBO）に進んでいる（図表-1-3）

² Leerplicht en kwalificatieplicht

<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/leerplicht/leerplicht-en-kwalificatieplicht>

³ 大学（WO）が法学、薬学、医学などの学術研究を中心とする一方、専門大学（HBO）は、英語では applied science university（応用科学大学）などとも呼ばれ、職業能力と直結する能力資格の取得に重点を置いた、学士、修士を授与する高等教育機関である。

⁴ UKCES（2013）‘The vocational education and training in the Netherlands’, p.10

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

2. 背景

近代のオランダは多くの移民を受け入れつつ機能性に富んだ合理的な富国政策を取るなかで、職業技術を教える主体は旧来のギルド（徒弟制度）から公的な教育機関へと次第に変化していった。

1919年に成立、施行された産業・技術・国内教育法（Nijverheidsonderwijswet）は、当時の技術系学校や職業教育訓練機関が民間の産業界の出資により設置されていたことからこれを監督・規制するものであった。

学校教育の枠組みにおける職業教育は、主に公的資金で運営される中等学校の生徒数が増加し、国際的な競争力をつけ、中等教育体系を抜本的に整備する必要性が高まった。これを受け、1996年に職業教育法（WEB）が成立し、幅広い実践的な国民教育がスタートした。職業教育法は職業教育を初等、中等、高等教育などの一般教育と同格に位置づけ、一般教育と職業教育を相互に行き来することを可能とした⁸。

⁸ CEDEFOP（2013）Netherlands VET in Europe Country report, pp.14-17

3. 根拠法⁹

- (1) 職業教育法（WEB：Wet Educatie en Beroepsonderwijs）¹⁰
1995年10月31日成立、1996年施行。職業教育訓練の基本的事項を定めた法律。
- (2) 中等教育法（WVO：Wet op het Voortgezet Onderwijs）¹¹
1963年2月14日成立。職業教育訓練を含む中等教育の体系、定義、学校における虐待禁止、費用等にかかる基本事項を規定。
- (3) 高等教育研究法（WHW：Wet op het Hoger Onderwijs en Wetenschappelijk Onderzoek）¹²
1992年10月8日成立。高等職業教育について規定。
- (4) 高等教育の多様化の中での質確保法（KIV：Kwaliteit in verscheidenheid hoger onderwijs）¹³
2013年4月25日成立。高等教育の質の確保について定めた法律。
- (5) 自治体による中退者ケアに関する政令（RMC：Besluit regionale meld- en coördinatiefunctie voortijdig schoolverlaten）¹⁴
2001年12月7日発出。国内を39の教育区（RMC地域ともいう）に分け、各教育区に中退者の申告及び登録の調整を担当する自治体定め、当該自治体に18歳以上の若年中退者のケアを行う責務を有することを規定。
- (6) 学生財政支援法（WSF：Wet op de Studiefinanciering）¹⁵
2000年6月29日成立。18歳以上の全日制学生への教育費支援に関する規定。
- (7) 使用者の税額控除及び社会保険料負担減免法（WVA：Wet vermindering afdracht loonbelasting en premie voor de volksverzekeringen）¹⁶
1995年12月15日に成立した、見習い生及びインターンに場所を提供する企業に対する優遇制度の根拠法。制度の不正利用が絶えないことから2014年1月1日をもって廃止され、教育文化科学省（OCW）による給付金に置き換えられることになった。
- (8) 職業教育資格法（Wet BIO：Wet op Beroepen in het Onderwijs）¹⁷
2004年6月30日成立。初等教育、中等教育、成人の一般教育及び初期/後期中等レベルでの職業教育訓練における教師の最低資格要件を規定。

⁹ CEDEFOP (2013) Netherlands VET in Europe Country report, pp.14-17

¹⁰ Wet Educatie en Beroepsonderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0007625/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹¹ Wet op het Voortgezet Onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0002399/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹² Wet op het Hoger Onderwijs en Wetenschappelijk Onderzoek
http://wetten.overheid.nl/BWBR0005682/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹³ Wet Kwaliteit in verscheidenheid hoger onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0033693/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁴ Besluit regionale meld- en coördinatiefunctie voortijdig schoolverlaten
http://wetten.overheid.nl/BWBR0013111/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁵ Wet op de Studiefinanciering
http://wetten.overheid.nl/BWBR0011453/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁶ Wet vermindering afdracht loonbelasting en premie voor de volksverzekeringen
http://wetten.overheid.nl/BWBR0007746/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁷ Wet op Beroepen in het Onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0016944/geldigheidsdatum_22-03-2015

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

(ア) 行政機関

教育文化科学省（OCW：Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap aka）が、農業分野を除く職業教育訓練（VET）の施策の立案、監督、財政支援を行う。

農業分野のVET施策は経済農業イノベーション省（EL&I：Ministerie van Economische Zaken, Landbouw en Innovatie aka）が所管し、国内12か所の農業教育訓練センター（AOCs：Agrarische Opleidingscentra aka）に対する財政支援を行う。

行政機関－企業－職業教育機関の橋渡し役として教育文化科学省が2012年に設置したSBB（Samenwerking Beroepsonderwijs Bedrijfsleven aka；職業教育・訓練・労働市場間協力機構）は、従前のCOLO（産業界知識センター協会）を再編した組織で、中等職業教育訓練を提供する全国17か所のKBB（Kenniscentra Beroepsonderwijs Bedrijfsleven aka；職業教育・産業知識センター）の統括団体として、教育文化科学省による財政支援の受け皿機能を有し、職業教育訓練資格の構築、試験、ワークプレイスメント及び訓練プログラム提供の効率などのテーマに協力して取り組み、教育と労働市場との関係の最適化を図る。

また、中等職業教育に関して政府に勧告する権限を有し、教育の質を保証する全国機関として、中等職業教育訓練評議会（MBO Raad；以前はBVE評議会と呼ばれていた）と農業教育訓練評議会（AOC Raad）がある¹⁸。

(イ) KBB（職業教育・産業知識センター）

オランダにおける教育と職業の連結の仕組みを支えているのは、全国17か所にあるKBB（職業教育・産業知識センター）である。

KBBは1996年施行の職業教育法を設置根拠とし、教育文化科学省の認定により当初19か所設置され、運営は企業、学校、見習い訓練生の代表者からなる委員会により行われる。KBBは見習い訓練先企業を認可し、見習い訓練をコーディネートする中核機関であり、人材育成と往来がシームレスに行われるように教育と職業・雇用を連結させ、産業セクターと教育セクターが中等職業教育の質を互いにモニターし、産業界が学生に十分な実習企業の現場を確保すること、そして互いに知識を出し合うことを目的とする。KBBに対しては教育文化科学省がSBBを通じて財政支援を実施している¹⁹。

KBBは、MBO（後期中等職業教育課程）において、企業での見習い訓練を提供する。MBOは学校での座学による学習の配分により、理論中心のBOL（学校ベーストラック）と実践中心のBBL（企業ベーストラック）に分けられるが、KBBはこの座学を提供する学校（としての受け皿ないし建物）としての機能も有する。KBBは、参加者が後期中等教育を修了して手に職がつけられるように教育するのみならず、当該産業セクターの

¹⁸ MBO Raad <http://www.mбораad.nl/?category/331/MBO+Raad.aspx>

¹⁹ 近年の財政逼迫により2012年以降KBBに対する補助金は削減され、2014年度以降は現状の組織の維持すら危ぶまれており、政府は新たな組織形態の在り方を模索中である。

各企業に対して適切な職業教育訓練の実施と教育活動への関与の重要性と、それが業界の存続と発展に不可欠であることを認識させる役割も担っている²⁰。

図表-1-4 全国 17 か所の KBB (職業教育・産業知識センター) と参加者数 (単位: 千人)

産業セクター	KBB (知識センター)	職業分野	2008	2009	2010	2011	2012
参加者数合計			480	486	489	479	473
サービス・ヘルスケア DGO	KOC Nederland	美容、理容	14	14	14	13	13
	Calbris	ヘルスケアサービス、スポーツ	143	146	150	150	150
	Kenwerk	飲食、観光	2	1	1	0	0
経済 Economics	Ecabo	一般事務	83	84	83	80	77
	KC Handel	流通、卸売	40	40	40	39	42
	Kenwerk	飲食、観光	38	39	39	39	39
	SVO	飲食、観光	2	3	3	3	3
上記職業分野のかけもち			1	2	2	2	1
工業技術 Technology	KC Handel (重複)	流通・卸売	3	3	3	3	3
	Fundeon	建設、開発、エンジニアリング	23	22	20	19	16
	GOC	グラフィックス	12	15	15	16	18
	Innovam Groep	自動車、バイクの流通	14	14	14	14	13
	Kenteq	金属、電気、組立技術	44	42	39	38	37
	Savantis	広告、宣伝	9	9	10	10	9
	SH&M	木材、家具	4	4	4	4	4
	SVGB	ヘルスケア技術	2	3	3	3	3
	PMLF	製造産業	13	15	14	12	13
	VOC	自動車組立、修理	2	2	2	1	1
	VTenL	交通、ロジスティクス	12	13	18	15	14
上記職業分野のかけもち			7	6	5	5	4
上記セクターのかけもち			12	11	12	13	13

(OCW (2014) p.75, Table 5.9)

(ウ) 企業

MBO (後期中等職業教育課程) の実務実習を見習い訓練またはトレーニーとして提供する企業は、KBB (職業教育・産業知識センター) の認可を受ける。2012 年現在、全国に 223,000 社を超える企業が KBB の認可を受けている。KBB の認可対象は企業と職場の双方であり、認可を受けた職場の数は約 400,000 個となる。各 KBB が認可基準を設けており、共通する認可基準としては、後期中等職業教育にリンクする訓練機会を 2 コース以上提供できるか、専任の実務実習スタッフが用意できるか、職業教育訓練機関 (ROC など学校) と協力体制が取られるか、訓練生またはトレーニーに十分な仕事空間が提供できるか、などがある²¹。

なお、BBL (企業ベーストラック) の実務実習は見習い訓練生としての労働契約を通して正式に取り決められ、企業の正式な被用者として就労し、健康保険など社会保障は一般の従業員と同等に受けられるが、給料は多くの場合最低賃金である。

BOL (学校ベーストラック) における企業での実務実習は、見習い訓練生としてではなくトレーニーとして行う。生徒にトレーニー制度を提供する企業は生徒、企業、ROC

²⁰ UKCES (2012) , p.6

²¹ SBB (2012) 'Work placement in the Netherlands'

<http://www.s-bb.nl/work-placements.html?file=files/2012/Engels/sbb-folder-workplacement-companies.pdf>

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

(地域職業訓練センター)の間で締結した契約 (praktijkovereenkomst) に基づいて生徒を職場に受け入れる。ROC の常勤職員はトレーニーを手配するために企業との連絡を担当する。トレーニーには給与は支払われないことが一般的であるが、健康保険料やトレーニー受入企業に通うための交通費などは契約書のなかに事情に応じて定められる²²。

(工) 職業教育訓練機関

オランダの MBO (後期中等職業教育課程) という教育制度は、学齢期の生徒だけに開かれているのではなく、中等後教育と連結した成人向けの継続教育の枠組みとしても認識されている。

ROC (Regional Education and Training Centres : 地域職業教育訓練センター) は公的な出資による職業教育訓練校であり、全国 43 か所に設置されている。ROC は 1996 年職業教育法の下にそれ以前には国内に 100 以上あった職業教育訓練機関が統廃合されて現在の 43 校となったもので、これとは別に経済農業イノベーション省所管の AOC (Agricultural Education and Training Centres; 地域農業教育訓練センター) が 12 校と、小規模の業界別専門職養成校 (Vakscholen) が 12 校、その他職業教育訓練機関が 2 校ある。つまり現在のオランダには、公的な職業教育訓練機関が 69 校存在する。

ROC の運営方針は 1996 年職業教育法に基づいて KBB が決定権限を有する²³。一般に ROC1 校あたり約 150 の職業教育訓練コースを提供し、約 1 万人の職業教育訓練生と約 2,500 人の継続教育訓練生を擁している。ROC はまた地元企業と緊密に協働し、企業は訓練生に現場訓練の機会を提供している。

1996 年職業教育法は、前述の公的な職業教育訓練機関に対して比較的十分な政策決定の余地を認めている。職業教育訓練機関は、地域内の教職員の人事、提供する教育プログラム、業界固有の訓練ポートフォリオ、教育の組織及び協力パートナーの選定をすべて管理する。学校の管理運営では、学校予算で教育文化科学省からの年間交付金の割当、例えば、人件費、物資、住宅及び近い将来の出資用にとのくらい額を確保するかなどについて決定する責任を負い、交付金の使途について毎年監査報告を行う²⁴。

中等職業教育では年間授業時間数の最低基準が 850 時間と決められている。理論学習と実務実習の割合は問われない²⁵。また、BBL (企業ベーストラック) における年間の理論学習の授業数は 300 時間が基準とされている²⁶。ROC など各教育機関が提供するカリキュラムと時間数の割り当てを自由に決めることができる。

²² OECD (2010) 'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'

²³ UKGES (2012), p.7

²⁴ CEDEFOP (2013), p.18

²⁵ 海外職業訓練協会 (2008) 「オランダー職業能力開発政策とその実施状況」OVTA 各国・地域情報

²⁶ Vegetarierbund Deutschland (2013) 'EuroVeg Analysis Report, Workpackage 2', p.77
http://www.adam-europe.eu/prj/10105/prj/WP2_D16_Research_report_06.01.2013.pdf

(2) 前期中等教育

前期中等職業教育訓練課程（VMBO - voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs）の期間は4年間である。前半2年間は教養課目のみで構成され、第3学年と第4学年のシステムは以下の3つの要素に特徴づけられる。

- (a) 生徒はさまざまなプログラムにより追加支援が受けられる。
- (b) 第2学年を修了した生徒は、以下4つの学習課程のいずれかを選択する。
 - (i) 理論的学習課程（VMBO-TL - theoretische leerweg）
理論的学習課程を卒業した者は後期中等職業学校（特に後期中等職業教育訓練の最高レベル（MBO レベル3と4）での長期コース）に転入するか、後期中等一般教育の第4学年で教育を継続できる。プログラムの内容が全般的な性格を持つ。
 - (ii) 混合学習課程（VMBO - GL - gemengde leerweg）
学習時間の約10～15%が理論学習課程指向になっている。後期中等職業教育訓練への進学ルートは理論課程と同じである。
 - (iii) 職業準備学習課程 - 高等レベル（VMBO-KL - kaderberoepsgerichte leerweg）
：職業教育訓練レベルでの長期コースに向けた準備 - MBO レベル3及び4
 - (iv) 職業準備学習課程 - 初等レベル（VMBO - BL - basisberoepsgerichte leerweg）
：後期中等職業教育訓練の短期コースに向けた準備 - MBO レベル2
この課程で一部の生徒は、学習と企業での実習を組み合わせたデュアル課程に参加することができる。企業での実習は見習い訓練生としてではなくトレーニーとして行う。
- (c) 生徒は産業セクター別に職業準備指向の課程（農業、技術、経済活動及びビジネス、健康福祉）と、1つの産業セクターのなかでさらに専門性の高い課程を選択する。

試験課目は全生徒に必須の2課目（オランダ語と英語）、産業セクターの特定課目が2課目、その他選択課目が2課目である。職業訓練指向の課目には本質的に選択肢が広範囲なものと、限られたものがある。このプログラムを修了すると、国家資格/修了証書が授与される。試験には主に全国的に実施されるものと、学校の責務で実施されるものがある。

(3) 後期中等教育

後期中等教育では、生徒数の67%が職業教育プログラムに、33%が一般教育プログラムに参加している。参加者には若年者と成人の両方を含む。後期中等職業学校の参加者の年齢は、16歳から35歳以上に及び、平均年齢は高等教育よりも若干高い。

後期中等職業教育訓練レベルの職業教育費用の一部は、国の助成金交付プログラムの対象となる。地域職業教育訓練センター（ROC - regionale opleidingscentra）43校、専門職業大学（vakscholen：業界の部門に特定）12校、農業訓練センター（AOC - agrarische opleidingscentra）12校、その他の学校4校は助成金を受け取ることができる。また、助成金を受けていない民間の提供者も教育文化科学省の認可を受けて職業教育プログラムのプロバイダとなることができる。

図表-1-5 職業教育及び継続教育の提供機関数（単位：校）

	設置	2009	2010	2011	2012	2013
VET 教育機関合計		71	70	69	69	69
地域職業教育訓練センター（ROC）	公設	43	44	43	43	43
地域農業教育訓練センター（AOC）		12	12	12	12	12
業界別専門職養成校（Vakscholen）		12	12	12	12	12
その他職業教育訓練機関		4	2	2	2	2
知識センター（Knowledge centres）	各業界	16	16	16	16	16

（OCW（2014）p.67, Table 5.2, OECD（2014）p.16）

後期中等職業教育訓練のシステムは以下の要素からなる。

1. 学校ベーストラック（BOL - beroepsopleidende leerweg）と、企業ベーストラック（BBL - beroepsbegeleidende leerweg）

学習時間に占める企業での実務時間は、学校ベーストラックでは 20%～59%、企業ベーストラックでは 60%以上を占める。双方の課程とも労働市場において貢献するため、同じ資格/修了証書を取得できる。学校ベーストラックの参加者は主に若年者であるのに対し、企業ベーストラックの参加者の約 50%は 24 歳以上である。

2. いつでも始められてフレキシブルな、継続学習に向けた 4 つのレベルのプログラム

(a) MBO レベル 1「初級訓練」（assistentenopleiding）

訓練期間は 6 ヶ月～1 年間である。この訓練では参加者は、補助的で単純な業務（ISCED2、EQF1）を遂行するためのスキルを修得する。いくつかの部門特定のプログラム以外に、弱者グループ（雇用市場資格 - arbeidsmarktgekwalificeerde assistent を持つ助手）向けのより広範な職業指向のプログラムがある。このレベルのプログラムは、MBO レベル 2 での最低限の資格を取得できる見込みのない生徒を意図したもので、労働市場の入門資格である。近い将来、レベル 2 での無制限の受け入れは終了する予定であり、MBO レベル 1 は初心者レベルコースに置き換えられることになる。修了証書を取得せずにこの初心者レベル課程に進学できるのは、特別支援教育及び中等教育（VMBO）の卒業生に限定されるであろう。初心者レベルコースは、働くために、MBO レベル 2 に進んで就労することができない生徒に方向付けを行うことと同様に、MBO レベル 2 に進む生徒に資格を付与することを目的としている。

(b) MBO レベル 2「基礎訓練」（basisberoepsopleiding）

訓練期間は 2 年または 3 年で、ここでは経営幹部の職務（ISCED3C、EQF2）に向けた準備を行う。このレベルは労働市場における公式資格の最低レベルである。公式とは、政治的な観点からすべての国民に最低限望ましいと見なされる中退者の定義に関係することを意味している。参加要件は、少なくとも 1 つの基礎職業準備教育を修了していること、つまり補助的労働者訓練（MBO レベル 1）を修了していることである。MBO レベル 3 または MBO レベル 4 への進学が可能である。

(c) MBO レベル 3「応用訓練」（vakopleiding）

訓練期間は 3～4 年（MBO レベル 2 プログラム修了後に 2 年間）である。このレベルでは、独立して職務を遂行する準備を行う（ISCED 3C, EQF3）。参加要件は、職業

準備中等教育（基礎職業前教育を除く）の証明書/修了証書、または、後期中等一般教育あるいは大学準備教育の最初の3年間を修了したことを示す証明書、のいずれかである。

(d) MBO レベル4「専門訓練」(middenkaderopleiding)

訓練期間は(3年または)4年である。このレベルでは、より責任の重い職務を独立して遂行する準備を行う(ISCED3A, EQF4)。参加要件はMBO レベル3と同じである。専門大学への進学及び移転は可能である。現在MBO レベル4 コースの期間は1年短縮されて3年になっている。なお、教育文化科学大臣は、特定のMBO レベル4の期間を4年に延長する権限を有する。

(e) 「特別課程」(specialistenopleiding)

後期中等教育と高等教育の間に設けられた中等後教育課程であり、期間は1~2年である(ISCED 4, EQF4)。参加要件はMBO レベル3(または4)のプログラムを修了していること。専門大学への進学/移転は可能である。

3. さまざまな業界/事業部門に関連する資格構造の整備

プログラムは、環境保護/農業、技術及びエンジニアリング、経済学/サービス、保健/福利事業の4つの部門で提供されている。各部門にはさまざまな分野の業界/ビジネスが含まれる。資格構造は237個のコンピテンスベースの資格で構成され、612種類の修了証書に分かれている。

(4) 高等教育²⁷

高等教育には、大学(WO)と、専門(職業)指向のプログラムを提供する専門大学(HBO)の2つの形態があり、学士号の授与資格を有する。国から補助金を受けていない提供者も、適切な資格を持っていれば、学士号(ISCED 5, EQF 6)を取得可能な学習プログラムを提供することができる。

近年、専門大学では準学士号(Ad; ISCED 5B, EQF 5)が導入され、2013年9月から正規の教育制度として実施されている。約2年間の準学士課程は約4年間の専門職学士プログラムの一部として取り扱われ、準学士号を取得した者はさらなる高等教育への進学が可能である。準学士号は、後期中等レベルの職業教育訓練の経歴を持つ者には特に重要である。2012年度に準学士号を開始した生徒数は1,457人である(OCW, 2014a)。

今後数十年間でプログラムが増えることから、専門大学でも修士プログラム(EQF 7)が提供されるようになってきた。専門大学は、特定の企業がスポンサーとなった教育コースや応用研究などを設置するなど、民間企業の資金を財源とした契約業務を計画することができる。

高等教育の学位は、該当教育機関がNVAO(Nederlands-Vlaamse Accreditatie

²⁷ CEDEFOP (2013), p.24

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

Organisatie；オランダ・フランダース地域共同認定機構）²⁸に認定され、かつコースの承認がなされていることを条件に、修了者に授与する権限を有する。

専門大学（HBO）への進学者数は、長年にわたって堅調に増加したが、最近では減少傾向にある。2012年10月1日現在の生徒総数は、41万2千人をわずかに下回っている（環境保護プログラムを除く）。この減少の主な要因として、パートタイムプログラムへの登録者数が急激に減少し、実践指導学習プログラムでわずかに減少したことが挙げられる。全日制のプログラムでは、登録者数がまだわずかに上昇傾向を示している。

これまでの専門大学への入学には、後期中等一般教育（HAVO または VWO）あるいは職業教育訓練資格（MBO レベル 4）が必須であった。一部の専門職学士プログラムでは、有望な参加者に対する追加の入学基準を設けている。これらの基準は資格を獲得するための一連の学習課題に関連するものである。これらの基準は MBO レベル 4 資格を持つ生徒には適用されない。これは、これらの生徒が現在 MBO から HBO へ進学する普遍的権利を持っているからである。しかし「高等教育の質の多様化のなかでの質確保法」の導入により、専門大学に進学する MBO レベル 4 生徒の入学基準は、2014 年～2015 年にかけて特定のコースに関してより厳しくなる見込みである。

専門大学の学士プログラムの初年度を修了した者は、大学プログラムへの転入が可能になる。準学士号を取得した者は、専門大学の学士プログラムまたは大学の修士プログラムに進むことができる。これらのプログラムの前にはブリッジングプログラムが設けられることが多い。専門大学で期待される生徒のプログラム修了率²⁹は 73%である（2009 年）。

専門大学（HBO）は応用科学大学（hogescholen）ともいい、17 歳以上の生徒に対して実施される。通常、これらの大学では、7 つの訓練分野（環境保護/農業、技術、経済学及びサービス、保健医療、行動及び社会、文化及び芸術、教職）のプログラムを提供し、理論的な知識と特定の技能の両方が要求される職業に向けた教育を実施する。したがって、コースにはほとんど常に特定の職業または職業グループに密接に関連づけられており、ほとんどのプログラムに作業経験に基づいた就業斡旋が含まれている。

高等教育機関のカリキュラムの開発及び評価は個々の学校が担当する。同じ職業に関連するプログラムでも多様なカリキュラムや学習環境が存在するが、教職プログラムなどではカリキュラムのバラツキを最小限に抑える取り組みがなされている。

（6）継続職業教育³⁰

オランダの他の形態の職業教育訓練、特に継続的職業教育訓練（CVET）には制度的枠組がない。この訓練は多くの供給者によって市場主導で提供されている。労使パートナー³¹は、

²⁸ NVAO（オランダ・フランダース地域共同認定機構）は、オランダとベルギーのオランダ語圏であるフランダース地方の両政府が設置に国際協定に署名したことで 2005 年に設立された。
大学評価・学位授与機構（2011）「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オランダ」
http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1191804_1542.html

²⁹ プログラム修了率とは、当該プログラムに進んだ学生が定められた期間内に修了する割合のこと。

³⁰ CEDEFOP（2013）,p.29

³¹ 労使パートナー（social partner）は「使用者団体または労働組合」などと訳される。

部門固有の Training and Development Funds（訓練・開発基金：Opleidings- en ontwikkelingsfondsen）の支援を受けて CVET を促進できる。訓練及び事前学習認定の手続を促進するための個人租税控除措置により、継続学習を促進することができる。しかし、この租税控除措置は交付金制度に置き換えられ、2014 年に実施される予定である。

継続的職業教育訓練には、定期全日制教育、職業理論教育、専門教育のパートタイム教育に相当する教育、後期中等職業教育及び高等職業教育内のデュアル課程、民間の通信コース及び e ラーニング活動、民間の高等教育の職業コース、企業の外部で実施される訓練コース、社内訓練、オフザジョブ・トレーニング及びオンザジョブ・トレーニングなどがある。

従業員向けのノンフォーマルな継続的職業教育訓練（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）市場では、多くの訓練提供者が活動している。大部分が民間の営利目的の訓練提供者で、訓練市場の 84% を占め、公的な職業教育訓練提供者は約 16% と少数である。しかし非公式のオン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場学習）に関する信頼できる統計資料は乏しい。

5. 財政³²

オランダの職業教育訓練の財政は、国の財政支援と授業料で成り立っている。

国の財政支援の執行機関は、教育文化科学省の教育行政機構（DUO：Dienst Uitvoering Onderwijs）である。DUO と後期中等職業学校の間には、複雑で直接的な資金の流れがある。財政支援は学校に直接提供されるか、地方自治体を介して初等・中等教育の学校設備、及び一般成人教育に間接的に提供される。

もう1つの資金源は、法令で定められた課程で学ぶ生徒が教育機関に納入する授業料である。教育機関は、契約業務など他の資金源から収入を得たり、特別プロジェクト（例えば、中退者を食い止めるための施策プログラム）について市当局から追加融資を受けることができる。

教育機関の資金調達は原則として一括補助金により行われ、教育機関を所轄する官庁には利用可能な資源の分配に相当程度の裁量を与えられる。学校には生徒あたりの一定額に加え、学校あたりの一定額が支給される。さらに、特別な援助を要する生徒のための追加の財政措置が受けられる。

国の後期中等職業教育（及び成人の一般教育）に対する資金供給は、職業教育学校への一括補助金として行われ、全国レベルでマクロ予算からコース/学習課程あたりの見習い生の数と、機関あたりに付与された証明書の数に基づいて計算された金額が交付される。職業教育訓練及び産業界知識センターの資金供給に関しては、2012年の連立政権合意により、政府は、知識センターの数を減らしてその業務をSBBに移管することによって、知識センターの予算を80%削減すると発表した。成人の一般教育の場合は、交付金が18歳以上の居住者数、少数民族の数、及び学習障害を持つ成人の数に基づいて地方自治体に割り当てられる。地方自治体は職業教育訓練提供者と契約を締結し、成人向け職業教育訓練コースを委託している。地方自治体には市民統合訓練の予算も中央政府から割り当てられる。この市場では2007年に規制が緩和されたため、後期中等職業教育学校以外にも提供者として参入するようになった。

生徒は、政府機関にコース料金を支払う。職業教育及び訓練プログラム（職業理論課程）の生徒は政府機関に料金を支払えば、18歳から奨学金を受け取る資格が与えられる。

見習い生やトレーニーに職場訓練などを提供している企業は、訓練のために提供した職場の空間一か所あたり2,500ユーロの税額控除を受ける。税額控除の不正な取扱いがまま見られることから、近い将来、当該税額控除は交付金に取って変わる予定である。企業が「指導型学習活動」で負担する平均費用は、BOL（学校ベーストラック）の見習い訓練生では1,750ユーロ/人、BBL（企業ベーストラック）のトレーニーでは8,400ユーロ/人である³³。

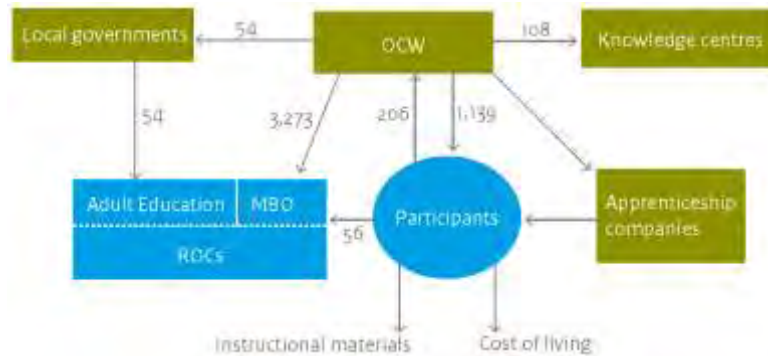
³² CEDEFOP（2013）,pp.36-37

³³ IES（2013）Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, p.97
http://ec.europa.eu/education/policy/vocational-policy/doc/alliance/apprentice-trainee-success-factors-annexes_en.pdf

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-6 職業教育及び成人教育に係る財政支援フローの概念図（2013年）

（単位：百万ユーロ）



（OCW（2014）p.66, Figure 5.2）³⁴

図表-1-7 教育文化科学省（OCW）予算政策第4条に基づく歳出予算（単位：千ユーロ）

	2011	2012	2013
予算保証	3,271,401	3,266,054	3,279,184
総予算	3,271,390	3,268,264	3,268,433
プログラム歳出	3,268,022	3,264,896	3,265,065
職業教育、成人教育	2,797,856	2,798,990	2,798,826
地域職業教育センター（ROC）の経費と関連経費	2,729,386	2,733,126	2,733,131
経費節約計画	-38,892	-38,892	-38,892
職業教育界と産業界の知識センター（KBB）経費	91,496	91,496	91,496
その他	15,868	13,260	13,091
職業教育と成人教育のための高質の見習い研修現場の創造経費	113,029	112,371	112,374
コンピテンス教育資格認定制度作り	9,743	9,745	9,748
語学と計算能力の向上	4,160	3,500	3,500
改革準備経費	20,000	20,000	20,000
改革政策整理費用	43,136	43,136	43,136
実習見習い政策規則	35,000	35,000	35,000
その他	990	990	990
障害なく特別な必要性や才能にマッチした職業教育や成人教育経費	237,553	231,692	232,023
育英資金（LGF）	20,072	20,072	20,072
教育	195,743	195,744	195,744
持続的高等教育・生涯教育と経験認定（EVC）	9,797	3,097	3,097
その他	11,941	12,779	13,110
離学生対応経費	109,351	111,615	111,616
地域報告センター・大都市政策 RMC's/GSB	40,959	40,959	40,959
地域報告センターとの合意 RMC-regio's	22,720	22,720	22,720
義務教育維持強化政策	13,000	13,000	13,000
地域へのプログラム導入	16,040	10,400	10,400
VMBO-MBO 実験追加補償	7,600	8,400	5,000
欠席報告改善	2,000	2,000	2,000
その他	7,032	14,136	17,537
プログラム経費その他	10,231	10,228	10,226
IBG 情報管理グループ実行組織	2,817	2,815	2,813
CFI 中央財政機関	7,414	7,413	7,413
組織歳出	3,368	3,368	3,368

（OVTA（2014）資料より整理）³⁵

³⁴ OCW（2014）'Key Figures 2009-2013, Education, Culture and Science'

³⁵ OVTA（2008）「オランダー職業能力開発政策とその実施状況」
<http://www.ovta.or.jp/info/europe/netherlands/07policy.html>

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

6. 実績

図表-1-8 職業教育及び継続教育の提供機関別生徒数の推移（単位：人）

	2010	2011	2012	2013
地域職業教育訓練センター（ROC）	489,976	478,255	469,804	459,286
地域農業教育訓練センター（AOC）	30,621	30,676	29,761	29,014
業界別専門職養成校等（Vakinstellingen）	25,370	25,642	26,299	26,353
合計	547,977	534,773	525,964	514,653

（MBO Raad ウェブサイト）³⁶

図表-1-9 後期中等教育課程における課程別生徒数（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	486.1	489.4	478.6	471.3	467.1
BBL	155.4	153.4	142.7	132.7	116.5
BOL-全日制	321.9	327.3	328.3	333.6	347.8
BOL-定時制	8.8	8.7	7.5	5.0	2.9
MBO グリーン合計（EZ：経済省所管）	29.4	30.1	30.3	29.0	28.1
BBL-グリーン	11.7	11.5	11.7	10.3	9.0
BOL-グリーン	17.7	18.6	18.6	18.6	19.1
VAVO 合計（地方自治体所管）	17.1	16.5	14.7	12.1	13.4
成人向け教育（16-17 歳）	3.4	3.4	3.3	3.0	2.7
VAVO (その他)	13.7	13.1	11.5	9.1	10.7

（OCW（2014）p.71, Table 5.4）

図表-1-10 後期中等教育課程における訓練分野 レベル別（2013年）（単位：人）

訓練分野	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4	合計
経済	2,642	441,519	47,870	82,473	177,504
工業技術	3,233	41,587	28,566	69,444	142,380
サービス、保健	1,294	25,756	58,461	88,845	174,356
農業	3,100	6,014	8,172	12,238	29,524
上記の組合せ	10,706	230	16	2,522	13,474
合計	20,975	118,106	143,085	255,522	537,688

（Mihály Fazekas, et.al（2014）p.16, Table 1.1）³⁷

³⁶ MBO Raad, Facten & cijfers, Aantal studenten per soort mbo-school van 1-10-2010 t/m 1-10-2013
<http://www.mboraad.nl/?category/424202/Mbo+in+feiten+en+cijfers.aspx>

³⁷ Mihály Fazekas, et.al（2014）'A Skills beyond School Review of the Netherlands' OECD Reviews of Vocational Education and Training', November 2014
 元データは OCW（教育文化科学省）データベース DUO, Middelbaar beroepsonderwijs
http://data.duo.nl/organisatie/open_onderwijsdata/databestanden/mbo_/default.asp

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-11 後期中等教育課程におけるレベル別生徒数（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	486.1	489.4	478.6	471.3	467.1
BBL	155.4	153.4	142.7	132.7	116.5
MBO 1	9.9	10.7	8.5	7.6	5.4
MBO 2	59.2	57.3	51.2	45.6	36.6
MBO 3	54.9	54.4	52.0	50.1	47.5
MBO 4	31.4	30.9	30.9	29.4	27.0
BOL-全日制	321.9	327.3	328.3	333.6	347.8
MBO 1	9.5	9.4	9.9	10.8	10.8
MBO 2	60.5	60.8	58.6	59.4	63.5
MBO 3	74.7	76.9	78.4	78.0	78.8
MBO 4	177.3	180.3	181.4	185.4	194.6
BOL-定時制	8.8	8.7	7.5	5.0	2.9
MBO 1	0.9	0.7	0.5	0.3	0.2
MBO 2	1.5	1.7	1.6	1.1	0.5
MBO 3	2.5	2.5	2.1	1.3	0.6
MBO 4	3.8	3.9	3.4	2.4	1.6
成人（継続）教育合計	17.1	16.5	14.7	12.1	13.4
VMBO TL（トレーニー）	2.6	2.4	2.2	1.7	2.3
HAVO	10.0	10.1	9.2	7.2	8.2
VWO	4.6	4.0	3.4	3.2	3.0

（OCW（2014）p.71, Table 5.5）

図表-1-12 職業教育及び成人教育における生徒の年齢層／課程別分布
（2011年, 単位：人）

トラック	<24 歳	24-30 歳	>30 歳	合計
BBL	64,124	20,061	32,281	116,466
BOL-定時制	817	758	1,319	2,894
BOL-全日制	332,951	13,411	1,408	347,770
合計	397,892	34,230	35,008	467,130

（OCW（2014）p.71, Table 5.6）

図表-1-13 後期中等教育課程におけるレベル別修了者数の推移（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	152.4	159.6	163.9	167.3	168.8
BBL	60.7	65.3	66.8	66.1	63.3
MBO 1	4.6	5.8	6.0	5.1	4.8
MBO 2	26.5	26.4	28.3	28.1	26.2
MBO 3	19.3	20.9	21.2	20.8	20.0
MBO 4	10.3	12.3	11.3	12.2	12.3
BOL-全日制	87.8	90.0	93.0	97.8	103.0
MBO 1	6.2	7.0	7.3	8.4	9.4
MBO 2	20.8	21.2	22.6	23.5	24.8
MBO 3	18.2	19.3	19.5	21.4	22.5
MBO 4	42.6	42.5	43.6	44.5	46.2
BOL-定時制	3.9	4.3	4.1	3.4	2.6
MBO 1	0.6	0.5	0.4	0.3	0.1
MBO 2	0.9	1.4	1.2	0.9	0.7
MBO 3	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
MBO 4	1.5	1.4	1.6	1.3	1.0
成人（継続）教育合計	8.5	9.2	10.2	9.2	9.6
VMBO TL	1.4	1.4	1.4	1.3	1.5
HAVO	5.2	4.9	5.9	5.5	5.3
VWO	2.0	3.0	2.8	2.4	2.8

（OCW（2014）p.73, Table 5.8）

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-14 職業能力資格を取得してから就職するまでの期間 レベル別

		2008	2009	2010	2011	2012
BOL	MBO 1	1.9 か月	1.7 か月	0.8 か月	1.9 か月	3.2 か月
	MBO 2	0.8 か月	0.4 か月	0.9 か月	1.3 か月	1.6 か月
	MBO 3	0.3 か月	0.6 か月	0.5 か月	0.9 か月	1.2 か月
	MBO 4	0.2 か月	0.4 か月	0.6 か月	0.7 か月	0.9 か月
BBL	MBO 1	0.5 か月	0.1 か月	0.0 か月	0.3 か月	1.5 か月
	MBO 2	0.1 か月	0.1 か月	0.3 か月	0.4 か月	0.4 か月
	MBO 3	0.1 か月	0.2 か月	0.3 か月	0.2 か月	0.6 か月
	MBO 4	0.1 か月	0.0 か月	0.1 か月	0.4 か月	0.2 か月

(OCW (2014) p.77, Table 5.11)

図表-1-15 職業能力資格取得後 1.5 年後における状況 (2012 年)

	BOL				BBL			
	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4
失業している	30%	19%	15%	11%	5%	4%	2%	2%
非正規の身分で働いている	79%	65%	58%	59%	17%	33%	31%	18%
継続して職業訓練を行っている	74%	59%	45%	58%	20%	29%	18%	19%
職業教育訓練課程で学んだのと同じ職業についた	67%	62%	73%	74%	46%	73%	85%	90%
職業教育訓練課程で学んだのと同じ職業につきたい	80%	77%	76%	77%	83%	85%	84%	86%
自らのスキル水準についての自覚								
優良	35%	29%	35%	30%	40%	41%	45%	36%
十分	43%	45%	42%	44%	40%	43%	39%	48%
普通/不足している	22%	25%	24%	26%	21%	16%	17%	16%

(OCW (2014) p.77, Table 5.12)

図表-1-16 資格取得後の収入源別人数 レベル別/ 男女別

(2009/10 年, BOL と BBL 合算, 単位: 人)

		合計	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4
合計	労働力合計	83,900	6,590	22,520	23,980	30,810
	就労者	72,800	5,180	18,850	21,660	27,110
	失業していて社会扶助を受給する者	5,810	1,710	2,180	1,020	910
	就労収入のみの者	69,940	4,140	17,860	21,220	26,720
	社会扶助受給のみの者	2,940	660	1,190	580	520
	就労収入と社会扶助を受給する者	2,870	1,040	990	440	390
	失業していて社会扶助も受給しない者	8,150	750	2,490	1,740	3,180
男性	労働力合計	41,180	4,230	13,420	10,730	12,810
	就労者	35,680	3,380	11,400	9,770	11,140
	失業していて社会扶助を受給する者	2,970	990	1,210	430	340
	就労収入のみの者	34,150	2,730	10,830	9,590	10,990
	社会扶助受給のみの者	1,440	350	640	260	200
	就労収入と社会扶助を受給する者	1,530	640	570	170	150
	失業していて社会扶助も受給しない者	4,060	500	1,380	710	1,470
女性	労働力合計	42,710	2,370	9,110	13,250	18,000
	就労者	37,120	1,810	7,450	11,900	15,970
	失業していて社会扶助を受給する者	2,840	720	970	580	570
	就労収入のみの者	35,790	1,410	7,020	11,630	15,730
	社会扶助受給のみの者	1,500	310	550	320	320
	就労収入と社会扶助を受給する者	1,340	400	420	270	250
	失業していて社会扶助も受給しない者	4,090	250	1,110	1,030	1,700

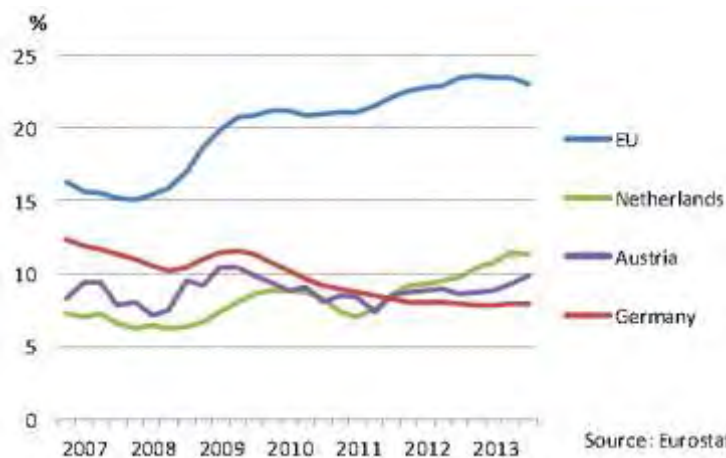
(OCW (2014) p.77, Table 5.13)

図表一-1-17 中等学校3年目における進路の割合の推移 (%)

中等教育の種別	2000		2010		2011		2012	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
VSO 特別支援学校 (15 歳)	2.2	1.0	4.3	1.8	4.6	1.7	4.7	1.9
PRO 実践特別支援学校 (15 歳)	2.4	1.4	3.1	2.2	3.2	2.1	3.0	2.3
VMBO LWOO 学習支援課程	11.8	7.5	12.8	11.5	12.6	11.7	12.9	11.9
VMWO (LWOO を除く)	51.7	47.7	41.3	37.1	41.9	38.1	42.6	38.3
HAVO 一般中等学校	20.1	22.3	23.0	23.8	23.7	24.5	24.3	25.3
VWO 大学準備学校	16.1	19.6	20.0	22.7	20.3	22.8	20.0	22.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

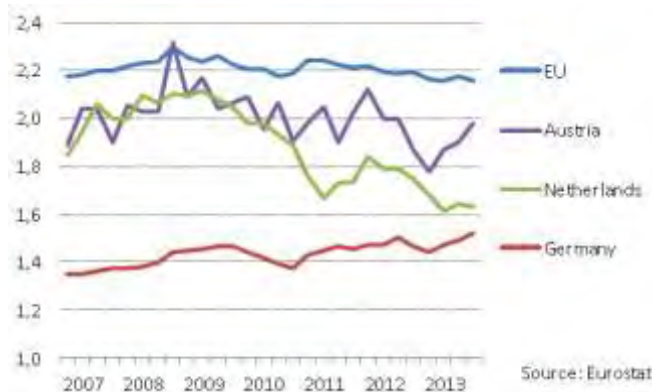
(CEDEFOP (2013) p.20, Table 8)

図表一-1-18 15-24 歳失業率 (季節調整後) の推移



(Netherlands Youth Institute (2014) , Figure 1) ³⁸

図表一-1-19 失業率と若年失業率の差の推移

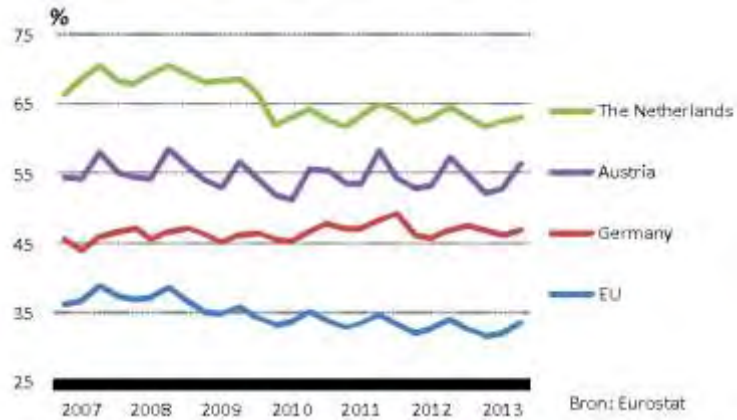


(Netherlands Youth Institute (2014) , Figure 2)

³⁸ Netherlands Youth Institute (2014) 'Dutch initiatives to prevent and tackle youth unemployment'
<http://www.youthpolicy.nl/yp/Youth-Policy/Youth-Policy-subjects/Education-and-Youth-Unemployment/Youth-Unemployment>

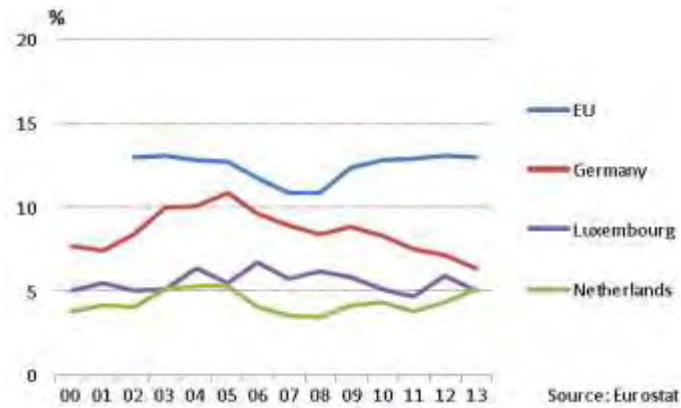
第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-20 15-24 歳労働力の就業率の推移



(Netherlands Youth Institute (2014), Figure 3)

図表-1-21 15-24 歳労働力のニート比率の推移



(Netherlands Youth Institute (2014), Figure 4)

7. 評価・課題

OECD が 2014 年 11 月に公表したオランダの職業教育訓練政策に関するレビューには、オランダが持つ強み（strengths）、及び、課題と勧告（challenges and recommendations）が、次のように示されている³⁹。

強み

- オランダは確固とした、また十分に財政手当された職業教育訓練（VET）制度を職業教育課程及び公立・私立の職業教育訓練機関で学ぶ幅広い集団に対して提供している。
- オランダの VET は学校ベーストラック、企業ベーストラックの何れにおいても職場での労働をベースとした学習が重んじられている。オランダの VET は労働市場に良い結果をもたらしており、若年失業率も相対的に低い水準にある。
- 労使パートナーが政策形成及び施策の実施、ならびに職業教育訓練プログラムの実行に関与する仕組みが出来上がっている。
- オランダでは中等後教育の VET に民間セクターが重要な役割を担っており、学士または修士という学位と併せて柔軟性のある短期コースも提供している。
- 近年のオランダでは、従来なかった資格を補完する準学士が導入されるなど、さらなる発展が図られている。

課題と勧告

- オランダ経済は、後期中等 VET の学校ベーストラック、企業ベーストラックの仕組みが確実、効果的であることの恩恵を多大に受けている。そのため、人口構造の変化やアカデミックな教育の人気上昇などの要因によって企業で行われる職場ベースの教育を維持することが困難になるという課題に直面している。経済情勢の悪化は企業が職場を訓練場所として提供することを困難にし、オランダの VET 制度における見習い訓練制度及びトレーニー制度に影響を及ぼす。そのため、現在の制度を維持していくための方策を労使パートナーと協議する必要がある。
- どの教育機関においても教員ほど重要な資源は存在せず、教員のスキルは日常的に向上させる必要がある。産業界から職業教育訓練機関に教員として採用されることは規制によって制限されているため一般的でないが、定年退職により補充されるべき教員の人材確保と産業界の進歩に応じた教員のスキル保持が課題である。
 ー産業界の実務経験者を教員に採用することで他の教員らのスキルを相乗的に向上させる方策を検討すべきである。
- 後期中等職業教育の初級訓練の生徒（MBO レベル 1）の進学者はさほど多くはないが、検討すべきことがある。当レベル修了者は労働市場において資格保持者とは法的に取り扱われず、修了者の多くは上のレベルに進まずそのまま就職するかドロップアウトするかのいずれかである。MBO レベル 1 の生徒らは特殊な支援を要する背景を持つ生徒に偏重しており、就職状況も芳しくない。かかる状況は現状の打開をますます困難にしてい

³⁹ OECD (2014) 'OECD Reviews of Vocational Education and Training, A Skills beyond School Review of the Netherlands', pp.9-11

る。また、生徒らの多様な背景は、多様な学習ニーズがあることを示している。

→ 前期中等教育のレベル1とレベル2（前期中等職業教育課程（VMBO）と学習支援課程（LWOO））を統合し、後期中等教育のMBOレベル1がMBOレベル2に進むことを前提とした課程に位置づけを変更すべきである。

- 現在の中後レベルの財政支援は職業教育訓練提供機関に適切なインセンティブを与えるに至っておらず、この状況は成人向けのパートタイム教育訓練において顕著である。

→ 規制を見直して公的な成人向け職業教育訓練への支援の適切化を図り、国の政策方針に合致する施策については民間の成人向け職業教育訓練への財政支援に発展させていくことについても検討すべきである。

- オランダの中後VET制度が提供している職業資格は、労働市場が高度な訓練資格を要求するようになったことで労働市場のニーズと合わなくなっている。後期中等VETの卒業生が一般の大学の学士コース以外でさらなるスキル修得を行うための手段はあまり多くはない。民間の短期訓練コースはこのギャップを埋めるために提供されているが、このようなコースで個別に取得したスキルは幅が狭いスキルでしかなく、規制がなされていないことによる弊害が生まれている。

→ 準学士プログラムに進む生徒らを増やし、中後期の短期職業教育訓練プログラムの新設を検討すべきである。また、かかるプログラムは、さらに高水準の職業資格を得たい後期中等VETの卒業生のニーズに合うものとすべきである。

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・黒川直秀（2015）「オランダの教育と学校選択制」国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス, 2015年1月号, pp.79-99
- ・厚生労働省（2013）「オランダの教育システムと職業教育訓練（VET）」厚生労働省 平成24年版 労働経済の分析 第3章第2節, p.277
- ・岩田克彦, 上西充子（訳, 2012）「若者の能力開発一働くために学ぶ（OECD 職業教育訓練レビュー：統合報告書）」明石書店
- ・岩田克彦（2011）「EU及び欧州諸国での職業教育訓練と教員・指導員の養成」, 職業能力開発総合大学校 諸外国における職業教育訓練を担う教員・指導員の養成に関する研究 第6章
- ・大学評価・学位授与機構（2011）「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要: オランダ」
- ・太田和敬（2009）「オランダ教育制度における自由権と社会権の結合—国民の教育議論の再構築のために」文教大学人間科学部 人間科学研究, 第31号, pp.5-31
- ・海外職業訓練協会（2008）「オランダ—職業能力開発政策とその実施状況」OVTA 各国・地域情報
- ・大場淳（2007）「オランダ調査報告 第1章 高等教育の国際化戦略」広島大学高等教育開発センター, 平成18年度文部科学省 COE 研究, 各国における外国人学生の確保や外国の教育研究機関との連携体制の構築のための取組に関する調査, pp.193-206

【外国語文献】

- ・OCW（2014a）'Key Figures 2009-2013, Education, Culture and Science'
- ・OCW（2014b）'Clearing the way for workmanship: future-oriented vocational education'
- ・OECD（2014）'Education at a Glance 2014, Netherlands country note'
- ・Mihály Fazekas, et.al（2014）'A Skills beyond School Review of the Netherlands' OECD Reviews of Vocational Education and Training, November 2014
- ・EC（2014）'Education and Training Monitor 2014, Country Report: Netherlands'
- ・CEDEFOP（2014）'Spotlight on VET: The Netherlands'
- ・Netherlands Youth Institute（2014）'Dutch initiatives to prevent and tackle youth unemployment'
- ・IES（2013）Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, 137 pages, pp.92-96（Summary Country Fiche: The Netherlands）
- ・CBS（2013）'Expenditure on apprenticeship training programmes marginally up in 2012'
- ・CEDEFOP（2013）'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013', 130 pages, pp.71-73（The Netherlands）
- ・UKCES（2013）'The vocational education and training in the Netherlands'
- ・Inspectie van het Onderwijs（2013）'De staat van het onderwijs, Onderwijsverslag 2011/2012'
- ・Vegetarierbund Deutschland（2013）'EuroVeg Analysis Report, Workpackage 2'
- ・CEDEFOP（2013）'Netherlands: VET in Europe: country report 2013'
- ・CEDEFOP（2012）'Netherlands: VET in Europe: country report 2012'
- ・SBB（2012）'Work placement in the Netherlands'
- ・IES（2012）'Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report', 864 pages, pp.629-650（National Report on Traineeships, The Netherlands）
- ・EC（2012）'Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States Final Synthesis Report', pp.631-648 National Report on Traineeships The Netherlands
- ・European Agency（2012）'Complete national overview – Netherlands'
- ・Government of the Netherlands（2012）'Key Figures 2007 - 2011: Education, Culture and Science'
- ・UKCES（2012）'International approaches to the development of intermediate level skills and apprenticeships, Case Study Report, Evidence Report 42 - Volume 2, February 2012, Case Study C: Netherlands'
- ・NAFSA（2011）'Online Guide to Educational Systems Around the World – Netherlands', 7pages
- ・Christine Trampusch（2010）'Initial Vocational Training in the Netherlands', Institute of Political Science, University of Berne
- ・OECD（2010）'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'

This page intentionally left blank.